

日雇派遣 (30 日以下) のお仕事を希望される皆様へ

平成 24 年の労働者派遣法の改正により、労働契約の期間が 30 日以下の日雇派遣が原則として禁止となりました。

但し、以下の要件に該当する場合に限り、「日雇派遣の禁止の例外」として 30 日以下の短期間であっても派遣が認められます。

つきましては、以下のフローにそってご確認の上、ご応募頂けます様、お願い申し上げます。

